

参考資料

- 参考資料1 「受動喫煙の防止等に関する条例」全文・・・・・・・・・・ 1
- 参考資料2 「受動喫煙の防止等に関する条例施行規則」全文・・・・・・・・ 12
- 参考資料3 「受動喫煙の防止等に関する条例実施要領」全文・・・・・・・・ 20
- 参考資料4 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置について・・・・・・・・ 22
- 参考資料5 健康づくり審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 参考資料6 健康づくり審議会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 参考資料7 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の委員の代理出席に
関する要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 参考資料8 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会傍聴要領・・・・・・・・・・・・ 30
- 参考資料9 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の会議の傍聴について・・・・ 36
- 参考資料10 各調査実施要領等
 - ・参考資料10-1 令和5年度県民モニター調査「受動喫煙対策について」・・ 37
 - ・参考資料10-2 第2回県民モニターアンケート「受動喫煙対策について」
の調査結果（総務部広報広聴課作成）・・・・・・・・・・・・ 41
 - ・参考資料10-3 令和5年度兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」
実態調査（施設調査）実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

令和2年4月1日施行

受動喫煙の防止等に関する条例

参考資料 1

平成24年3月21日

条例第18号

改正 平成26年6月12日条例第30号 平成26年10月7日条例第36号
平成28年3月23日条例第27号 平成28年3月23日条例第30号
平成31年3月19日条例第16号

受動喫煙の防止等に関する条例をここに公布する。

受動喫煙の防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 受動喫煙の防止等（第9条—第18条）

第3章 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護（第19条・第20条）

第4章 雑則（第21条—第23条）

第5章 罰則（第24条・第25条）

附則

がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。

このことから、未成年者及び妊婦をはじめ県民が、たばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙の防止等について、事業者等への周知を行うとともに、県民運動と連携した普及啓発活動を県内各地域で展開し、受動喫煙の防止等に関する取組の推進を図ってきた。

しかしながら、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っており、とりわけ喫煙習慣のない県民が健康で快適に生活することを妨げられている。

このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて改めて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に取り組むことが必要である。

このような認識に基づき、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙（人が吸入するため、たばこを燃焼させ、

又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。以下同じ。）によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

2 この条例において「受動喫煙の防止等」とは、多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設（車両その他の移動施設を含む。以下「対象施設」という。）における受動喫煙を防止することその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。

3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいう。

（基本理念）

第2条 受動喫煙の防止等は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ20歳未満の者と妊娠中の者（以下「妊婦」という。）をたばこの煙から保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）、事業者、施設管理者（対象施設を管理する者をいう。以下同じ。）、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならない。

2 受動喫煙の防止等は、県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならない。

3 受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを主たる目的として行われるものであり、受動喫煙の防止等に対する理解の下に推進されなければならない。

（県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力しなければならない。

（保護者の責務）

第4条 未成年者の保護者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図らなければならない。

（事業者及び施設管理者の責務）

第5条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組まなければならない。

（市町の責務）

第6条 市町は、その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策を策定し、及び実施するよ

う努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(連携及び協働)

第8条 県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

第2章 受動喫煙の防止等

(受動喫煙の防止等)

第9条 別表に掲げる対象施設（同表の11、14及び35に掲げる対象施設であって、これらの対象施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものとして規則で定めるもの（以下「喫煙目的施設」という。）を除く。）の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙をすることができない区域としなければならない。

2 前項の施設管理者は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等（吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

3 別表の14に掲げる対象施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙をしてはならない旨を表示しなければならない。

4 第1項の施設管理者は、たばこの煙が建物内の受動喫煙防止区域に直接流入することがないように必要な措置を講じなければならない。

5 別表の3及び7に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その管理する敷地内の区域のうち、その利用の形態を考慮し、これらの規定による措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める敷地内の区域については、知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるものとする。

6 第1項の施設管理者は、建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される当該対象施設内の場所については、受動喫煙防止区域以外の区域であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

(区域分煙措置)

第10条 別表の2、4から6まで、23から25まで及び27に掲げる対象施設の施設管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について屋外喫煙区域（対象施設の屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画され、受動喫煙の防止等のために必要な措置として規則で定めるものがとられた区域をいう。）を設置し、その区域を喫煙をすることができる区域（以下

「喫煙区域」という。)とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 喫煙区域である旨

(2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

(3) その他規則で定める事項

第11条 別表の8、9、11から26まで及び28から35までに掲げる対象施設（喫煙目的施設を除く。）の施設管理者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について喫煙室（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。）を設置し、その区域を喫煙区域とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

3 第9条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。

(1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨

(2) 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙をしてはならない旨

(3) その他規則で定める事項

5 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、前条第4項各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(喫煙目的施設における措置)

第12条 喫煙目的施設の施設管理者は、当該喫煙目的施設の建物内の区域の一部又は全部を喫煙区域とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合においては、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する喫煙目的施設の建物内の喫煙区域以外の区域を喫煙をすることができない区域としなければならない。

3 第1項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に設ける喫煙区域は、次に掲げる方法によ

り、たばこの煙が前項の喫煙をすることができない区域に直接排出されることがないように設けなければならない。

(1) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内の同一の階にある室を喫煙をすることができる室と喫煙をすることができない室に区分する方法

(2) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内を喫煙をすることができる階と喫煙をすることができない階に区分する方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める方法

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

5 第1項の施設管理者は、第2項の喫煙をすることができない区域に吸い殻入れ等を設置してはならない。

6 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の施設管理者が、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合について準用する。

7 第1項の施設管理者は、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の全部に喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 喫煙をすることができる旨

(2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

(3) その他規則で定める事項

(宿泊施設の客室における措置)

第13条 宿泊施設（旅館、ホテルその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の施設管理者は、利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙をすることができない客室とするよう努めなければならない。

(喫煙の制限等)

第14条 何人も、受動喫煙防止区域（第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定により設けられる喫煙区域を除く。次項及び第16条第5項において同じ。）において喫煙をしてはならない。

2 別表に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する受動喫煙防止区域において現に喫煙をしている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めなければならない。

3 何人も、別表の1、3及び7に掲げる対象施設の敷地の周囲において喫煙をしてはならない。

4 20歳未満の者及び妊婦は、第1項の喫煙区域に立ち入ってはならない。

(指導及び助言)

第15条 知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第16条 知事は、別表に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第11条第1項並びに第12条第2項、第3項及び第5項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、別表に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第3項及び第14条第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第1項に規定する勧告を受けた施設管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるときは、当該施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、第14条第1項の規定に違反して、喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は受動喫煙防止区域からの退出を命ずることができる。

(普及啓発)

第17条 県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護

(20歳未満の者等の受動喫煙の防止)

第19条 何人も、たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満の者及び胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせないようにしなければならない。

2 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。

(妊婦の喫煙の禁止)

第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。

第4章 雑則

(立入検査等)

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第12条まで及び第14条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法律との適用関係)

第22条 喫煙をしてはならない区域の設定、喫煙区域への立入りの制限、喫煙の制限、違反行為に対する過料その他受動喫煙の防止等に関する規制について、法律にこの条例と同等以上の内容の定めがあるときは、当該法律の定めによる。

(補則)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第16条第4項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 第16条第5項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人についても、同条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の9から37までに掲げる対象施設については、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日までの間、適用しない。

(1) 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第21条の規定 平成26年3月31日

(2) 第4章の規定 平成26年9月30日

(検討)

3 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前項の規定による場合のほか、この条例の施行の日から5年を経過した日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成26年6月12日条例第30号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月7日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月23日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第30号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第2条(※注)及び次項から附則第4項までの規定は、平成32年4月1日から施行する。

(既存小規模飲食店の特例)

2 第2条(※注)の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の14に掲げる対象施設のうち、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設に該当するもの(以下「既存小規模飲食店」という。)の施設管理者は、改正後の条例第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部を喫煙(改正後の条例第1条第1項に規定する喫煙をいう。)をすることができる区域(以下「喫煙区域」という。)とすることができる。

- 3 改正後の条例第12条第4項から第7項までの規定は、前項の規定により既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部に喫煙区域を設ける場合について準用する。
- 4 前項に規定する場合における改正後の条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第1項	又は第12条第1項	若しくは第12条第1項又は受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。）附則第2項
第14条第4項	第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第1項
第16条第5項	第14条第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第14条第1項
第21条第1項	第12条まで及び第14条第2項	第12条（改正条例附則第3項において準用する場合を含む。）まで及び第14条第2項並びに改正条例附則第2項
第24条第1項第2号	第21条第1項	第21条第1項（改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。）
第24条第2項	第16条第5項	第16条第5項（改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。）

（罰則に関する経過措置）

- 5 この条例（附則第1項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（※注）受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号）第2条（平成32年4月1日施行条例）を指すものである。

別表（第9条—第11条、第14条、第16条、第21条関係）

番号	対象施設の区分	区域
1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）、保育所その他これに類するもの、認定こども園又は青少年教育施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域

2	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 (初等教育又は中等教育を行うものを除く。)その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
3	病院、診療所又は助産所	当該施設の建物内及び敷地内の区域
4	薬局	当該施設の建物内及び敷地内の区域
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 又は柔道整復師の施術所	当該施設の建物内及び敷地内の区域
6	官公庁施設(1、3及び7に掲げる対象施設の 区分に該当するものを除く。)	当該施設の建物内及び敷地内の区域
7	児童福祉施設、母子・父子福祉施設その他こ れらに類するもの(保育所その他これに類す るもの及び認定こども園を除く。)	当該施設の建物内及び敷地内の区域
8	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合い その他の用に供する施設	当該施設の建物(鉄道の駅の屋外のプラット ホームを含む。)内の区域
9	旅客の運送の用に供する列車又は船舶(県内 に航路の起点及び終点があるものに限る。)	当該施設(宿泊の用に供する個室の客室を除 く。)の区域
10	旅客の運送の用に供する自動車その他の車両 又は航空機	当該施設の区域
11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の区域
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の区域
13	宿泊施設	当該施設の建物(客室を除く。)内の区域
14	飲食店(34に該当するものを除く。)	当該施設の建物内の区域
15	理容所又は美容所	当該施設の建物内の区域
16	公衆浴場	当該施設の建物内の区域
17	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の区域
18	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の区域
19	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の区域
20	展示場	当該施設の建物内の区域
21	図書館、博物館、美術館その他これらに類す るもの	当該施設の建物内の区域
22	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物内の区域

23	観覧場	当該施設の建物内及び敷地内の区域
24	運動施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
25	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
26	遊技場、競馬場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
27	介護老人保健施設、介護医療院又は難病相談支援センター	当該施設の建物内及び敷地内の区域
28	社会福祉施設その他これらに類するもの (1、7及び27に掲げる対象施設を除く。)	当該施設の建物内の区域
29	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
30	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の区域
31	駐車場	当該施設の建物内の区域
32	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の区域
33	1から5まで及び7から32までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の区域
34	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分及び共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分
35	1から34までに掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の区域

備考1 この表の区域の欄に掲げる建物内の区域には、人の居住の用に供する区域その他これに準ずるものとして規則で定める区域を含まないものとする。

2 この表の13に掲げる対象施設の客室の区域とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の区域（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の区域を除く。）をいう。

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則

平成24年3月30日規則第21号

改正 平成24年11月20日規則第47号

改正 令和元年6月11日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(喫煙目的施設)

第2条 条例第9条第1項に規定する規則で定める喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする対象施設は、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第4条各号のいずれかに該当するものとする。

(表示の様式)

第3条 条例第9条第3項、第10条第4項、第11条第4項及び第5項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）並びに第12条第7項の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を標準として行うものとする。ただし、文字のみでこれらの規定による表示を行うことを妨げない。

- (1) 条例第9条第3項の規定による表示 様式第1号
- (2) 条例第10条第4項及び第11条第5項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の規定による表示 様式第2号
- (3) 条例第11条第4項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の規定による表示 様式第3号
- (4) 条例第12条第7項の規定による表示 様式第4号

(屋外喫煙区域における受動喫煙の防止等のために必要な措置)

第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める措置は、対象施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に屋外喫煙区域を設置することとする。

(喫煙室の構造又は設備)

第5条 条例第11条第1項に規定する規則で定める喫煙室の構造又は設備は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 給気のため又はスプリンクラー設備その他の消火設備の設置のために必要な開

口部及び出入口を除き、床面から天井まで達する壁、間仕切り等により仕切られていること。

(2) 出入口において、風速0.2メートル毎秒以上の室内の方向への気流があること。

(3) 常にたばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）を直接屋外に排出することができること。

（喫煙目的施設における措置の方法等）

第6条 条例第12条第3項第1号に規定する喫煙をすることができる室は、前条各号に掲げる基準に適合する構造又は設備を有するものでなければならない。

2 条例第12条第3項第2号に規定する喫煙をすることができる階と喫煙をすることができない階に区分する方法とは、次に掲げる方法をいうものとする。

(1) 喫煙をすることができる階を他の全ての階より上階に設ける方法

(2) 喫煙をすることができる階の構造又は設備を次に掲げる基準に適合するものとする方法

ア 喫煙をすることができない階に通ずる昇降口に扉等を設けることにより喫煙をすることができない階へのたばこの煙の排出を遮ることができること。

イ アの昇降口において、風速0.2メートル毎秒以上の喫煙をすることができる階の方向への気流があること。

ウ 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

（公表）

第7条 条例第16条第3項の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（20歳未満の者等に受動喫煙を生じさせる場所）

第8条 条例第19条第2項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 通学時間帯における通学路

(2) 祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲

（身分証明書）

第9条 条例第21条第2項の証明書の様式は、様式第5号によるものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月20日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月11日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条(※注)及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第16号)附則第3項の規定の適用がある場合における第2条(※注)の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例施行規則第3条の規定の適用については、同条中「第5項(条例第12条第6項」とあるのは「第5項(条例第12条第6項(受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。))附則第3項において準用する場合を含む。))」と、「並びに第12条第7項」とあるのは「並びに第12条第7項(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。))」と、同条第2号及び第3号中「第12条第6項」とあるのは「第12条第6項(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。))」と、同条第4号中「第12条第7項」とあるのは「第12条第7項(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。))」とする。



禁 煙
No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。





喫煙区域あり
Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



様式第5号（第9条関係）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書
写 真	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）第21条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	
兵庫県知事 印	

（裏面）

受動喫煙の防止等に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第12条まで及び第14条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（2） 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人についても、同条の過料に処する。

受動喫煙の防止等に関する条例実施要領

平成24年3月30日制定

改正 平成25年2月5日

改正 令和元年6月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）及び受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成24年兵庫県規則第21号。以下「規則」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(受動喫煙防止区域等の特例)

第2条 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める敷地内の区域は、精神病床を有する病院及び診療所（以下「特定施設」という。）において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域（屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画された区域（以下「特例区域」という。）とする。

2 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 特例区域を、特定施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に設置すること。
- (2) 特例区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならないこと。
- (3) 特例区域の入口に、次に掲げる事項を、別記様式を標準として表示すること。ただし、文字のみで当該規定による表示を行うことを妨げない。

ア 喫煙区域である旨

イ 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置について

1 設置趣旨

「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、本県における受動喫煙対策のあり方について、健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の下で、検討協議を行うため、審議会規則第9条の規定に基づき、「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 検討事項

委員会は、次のことについて検討・協議する。

- (1) 受動喫煙防止対策の現状と評価
- (2) 今後の受動喫煙防止対策の方向性

3 委員（審議会規則第7条第2項、第9条第2項）

委員会の委員は学識経験者等で構成し、審議会会長が指名する。

4 委員長（審議会規則第9条第3項、同第4項）

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員会に属する委員及び専門委員のうちから審議会会長が指名する。

5 会議（審議会規則第9条第5項）

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 その他

委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

7 附則

委員会の設置期間は、設置の日から審議終了までとする。

健康づくり審議会規則

平成23年3月31日

兵庫県規則第7号

(趣 旨)

第1条 この規則は、健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第23条第5項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市町の長を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が完了したときは、その任を解

くものとする。

(部会)

第8条 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。

5 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(小委員会)

第9条 審議会及び部会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長(部会に置かれる小委員会にあっては、部会長。第4項において同じ。)が指名する。

3 小委員会に委員長を置く。

4 委員長は、小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

5 委員長の職務及び小委員会の会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則(昭和58年12月9日規則第75号)

この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県健康対策協議会規則(以下「改正前の規則」という。)第4条の規定により兵庫県健康対策協議会の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の健康づくり審議会規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定により健康づくり審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に健康づくり審議会の委員が委嘱されるまでの間とする。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第6条第2項の規定により兵庫県健康対

策協議会の会長として互選によって定められた者は、施行日に改正後の規則第5条第2項の規定により健康づくり審議会の会長として互選によって定められた者とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則第8条第2項の規定により兵庫県健康対策協議会の専門委員に委嘱されている者は、施行日に改正後の規則第7条第2項の規定により健康づくり審議会の専門委員に委嘱された者とみなす。

健康づくり審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、健康づくり審議会規則（平成23年兵庫県規則第7号）（以下「規則」という。）第10条の規定により、健康づくり審議会及び部会並びに小委員会（以下「審議会等」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長及び部会長並びに委員長（以下「会長等」という。）は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(代理出席)

第5条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を会長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(委員以外の出席)

第6条 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(その他)

第7条 その他、部会及び小委員会の運営に関することは、部会及び小委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年7月22日から施行する。

(様式第1号)

委 任 状

平成 年 月 日

健康づくり審議会長
多田羅 浩三 様

(申 請 者)

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、健康づくり審議会運営規程第5条の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の健康づくり審議会に関する職務を委任します。

記

(代 理 人)

住 所 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____ 印

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の委員の代理出席に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康づくり審議会運営規程第7条に基づき、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の会議への委員の代理出席に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理)

第2条 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(様式第1号)

委任状

令和 年 月 日

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会
委員長 様

(申請者)

住 所 _____

役 職 名 _____

氏 名 _____

私は、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の委員の代理出席に関する要領第2条の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日開催の第 回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の会議に関する職務を委任します。

記

(代理人)

住 所 _____

役 職 名 _____

氏 名 _____

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康づくり審議会運営規程第3条第2項に基づき、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会（以下、「委員会」という。）が行う会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに、インターネット等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(会議非公開の決定)

第4条 健康づくり審議会運営規程第3条第1項ただし書きによる会議の非公開については、委員会において決するものとする。

(傍聴人の定員等)

第5条 傍聴人の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、委員長は別に定員を定めることができる。

(傍聴の申し出等)

第6条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

(傍聴証の着用)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第8条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴席)

第9条 傍聴席は、委員長がこれを指定する。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができない。

- (1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
(第11条第4号ただし書きの規定により、委員会の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人が守るべき事項)

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影許可願(様式第3号)により申し出、委員長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第12条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員長は、退室を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は、速やかに退室しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき
- (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき

2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(報道関係者の取扱い)

第14条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第9条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。
この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(様式第1号)

傍聴申出書

令和 年 月 日開催
兵庫県受動喫煙防止対策
検討委員会

番号	住 所 (市区町村名までの記載で可)	氏 名

(様式第 2 号)

No.

傍 聴 証

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会

令和 年 月 日

写 真 撮 影 許 可 願	
撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会 委 員 長 様</p> <p>申 込 者</p>	

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の会議の傍聴について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会（以下、「委員会」といいます。）の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書に所要事項を記入してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴は、受付で会議資料を受け取った後、事務局職員の指示に従い、入室していただきます。

2 傍聴できない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、会議室に入室することはできません。
 - ① 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - ② 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - ③ はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者
 - ④ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（3(4)ただし書きにより、委員会の許可を得た者を除く。）
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
 - ⑥ 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - ⑦ 酒気を帯びていると認められる者
 - ⑧ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者※ 事務局職員が、上記①から⑤までに掲げる物品を携帯しているか否かを質問することがあります。また、その質問に応じない場合は、入室を禁止します。
- (2) 児童及び乳幼児は会議を傍聴することができません。ただし、同伴者が委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。

3 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影等許可願により申し出、委員長が認めた場合はこの限りでない。
※ 写真撮影等を希望される場合は、受付時に申し出、写真撮影許可願に所要事項を記入の上、提出願います。
- (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は会議を傍聴するに当たり、委員長及び事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記3の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。

令和5年度 県民モニター調査「受動喫煙対策について」

兵庫県では、受動喫煙を防止し、県民の健康で快適な生活環境の維持を図るため、平成24年3月に「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下「条例」）を制定しました。その後、公布された改正健康増進法の内容等を踏まえ、平成31年3月に条例を改正し、令和2年4月より全面施行しました。

今回は、受動喫煙対策の今後の検討にあたり、県民モニターの皆様のご意見をいただくこととしましたので、ご協力をお願いします。

- * たばこの健康影響について、日本では、喫煙により年間約13万人、受動喫煙により約1.5万人が死亡していると推計されています。（参考資料ページ参照）
- * 本調査の「たばこ」には、火を使わない加熱式のたばこ（たばこ葉が原材料で、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれる。）を含みます。
- ※ 受動喫煙対策の推進について（参考資料ページ参照）
[＜参考資料ページへのリンク＞](#)

Q1 あなたは、たばこを吸いますか。（1つ選択）

※加熱式たばこ：たばこ葉が原材料で、燃焼させず加熱して使用するたばこ。香料等の入った溶液を加熱し蒸気を吸い込む電子たばこは異なる。

- 紙巻たばこを吸っている
- 加熱式たばこを吸っている
- 紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている
- 以前は吸っていたが、今は吸っていない
- もともと吸わない

Q2 あなたは、この1ヶ月間に受動喫煙の被害にあいましたか。（1つ選択）

※受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

- あった → Q2-2 へ
- あわなかった

Q3 Q2で「あった」と回答された方にお伺いします。どのような場所で受動喫煙にあいましたか。（いくつでも）

- 飲食店
- 物品販売店（スーパーなど）
- 宿泊施設
- 娯楽施設（ゲームセンター、カラオケ店など）
- 職場
- 公共交通機関（駅構内を含む）
- コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近
- 公園、運動施設、遊園地
- 通学時間帯の通学路
- 医療機関（敷地内及びその周囲を含む）
- 保育所、幼稚園、小・中・高校（敷地内及びその周囲を含む）

- 大学、専修学校、その他各種学校
- 官公庁
- 歩きたばこ等の路上
- 自宅
- その他（下欄に具体的にご記入ください）

Q 4 喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。（いくつでも）

- 生活習慣病（肺がんや心臓病、脳卒中など）の危険性を高める
- COPD（慢性閉塞性肺疾患）の危険性を高める
- 糖尿病の危険性を高める
- 歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める
- 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
- 病名等はわからないが健康に良くないと思っている
- 特に健康に影響はない
- その他（下記に具体的にご記入ください。）

※COPD：喫煙や化学物質をはじめとした有害物質を吸入することで、気管支や肺胞がダメージをうけて、呼吸障害を来した病態のこと。肺気腫や慢性気管支炎などが含まれる。

Q 5 受動喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。（いくつでも）

- 生活習慣病（肺がんや心臓病、脳卒中など）の危険性を高める
- 子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める
- 乳幼児突然死症候群の危険性を高める
- 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める
- 病名等はわからないが健康に良くないと思っている
- 特に健康に影響はない
- その他（下記に具体的にご記入ください。）

※乳幼児突然死症候群：何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の病気のこと。窒息などの事故とは異なる。

Q 6 近年、日本で利用が増加している加熱式たばこ※に関し、喫煙者自身への健康影響について、どのように思いますか。（1つ選択）

- 紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある
- 紙巻たばこより少ないが健康への影響がある
- 健康への影響はない
- わからない

Q 7 「受動喫煙の防止等に関する条例」は、特に 20 歳未満の者と妊婦の者を守るための取組を強化するなど国の健康増進法よりも一歩踏み込んだものとなっています。条例とその規制内容について知っていますか。(1つ選択)

※条例の主な内容

- ・商業施設や飲食店など多数の者が利用する建物内は原則禁煙
- ・医療機関や保育所、幼稚園、小・中・高校等では敷地内に加えその周囲も禁煙
- ・加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いとする
- ・妊婦の喫煙を制限し、喫煙区域には、20 歳未満の者に加え、妊婦の立入りも禁止
- ・コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近での灰皿設置禁止
- ・私的空間であっても 20 歳未満の者及び妊婦と同室する住宅居室内や同乗する車内では喫煙禁止

- 条例があることは知っており、規制内容も知っている
- 条例があることは知っているが、規制内容は知らない
- 条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている
- 条例があることも規制されていることも知らない

Q 8 20 歳未満の者および妊婦の者と同室(同乗)する居室内(車内)での喫煙が条例で禁止されていることを知っていましたか。

- 知っていた
- 知らなかった

Q 9 加熱式たばこも、条例で規制されていることを知っていましたか。(1つ選択)

- 知っていた
- 知らなかった

Q10 あなたは飲食店を選ぶ時に、入り口付近などのステッカー等による喫煙環境(禁煙、喫煙区域等)の表示を参考にしますか?(1つ選択)

- 参考にする
- 参考にしない(※理由を下欄にご記入ください。)

- 表示されていることを知らない
- 表示を知らない

Q11 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。(1つ選択)

- 受けたことがある

- 受けたことはない
- わからない

Q12 Q11で「受けたことがある」と回答された方にお伺いします。あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。（いくつでも）

- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 短大・大学・専修学校等
- 覚えていない
- その他（下欄にご記入下さい）

Q13 今後の受動喫煙対策について、県にどのようなことを期待しますか。（いくつでも）

- 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発
- たばこをやめたい人への禁煙サポート
- 20歳未満の者への喫煙防止教育
- 受動喫煙被害に係る相談体制の整備
- 施設が行う受動喫煙対策のための技術的助言や費用等の支援
- 条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化
- 屋外（施設や店舗入口付近、路上など）での受動喫煙対策強化
- 集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化
- 公共喫煙所の整備
- 県の関わりや民間への規制は最小限とする
- その他（下欄にご記入下さい）

第2回県民モニターアンケート「受動喫煙対策について」の調査結果

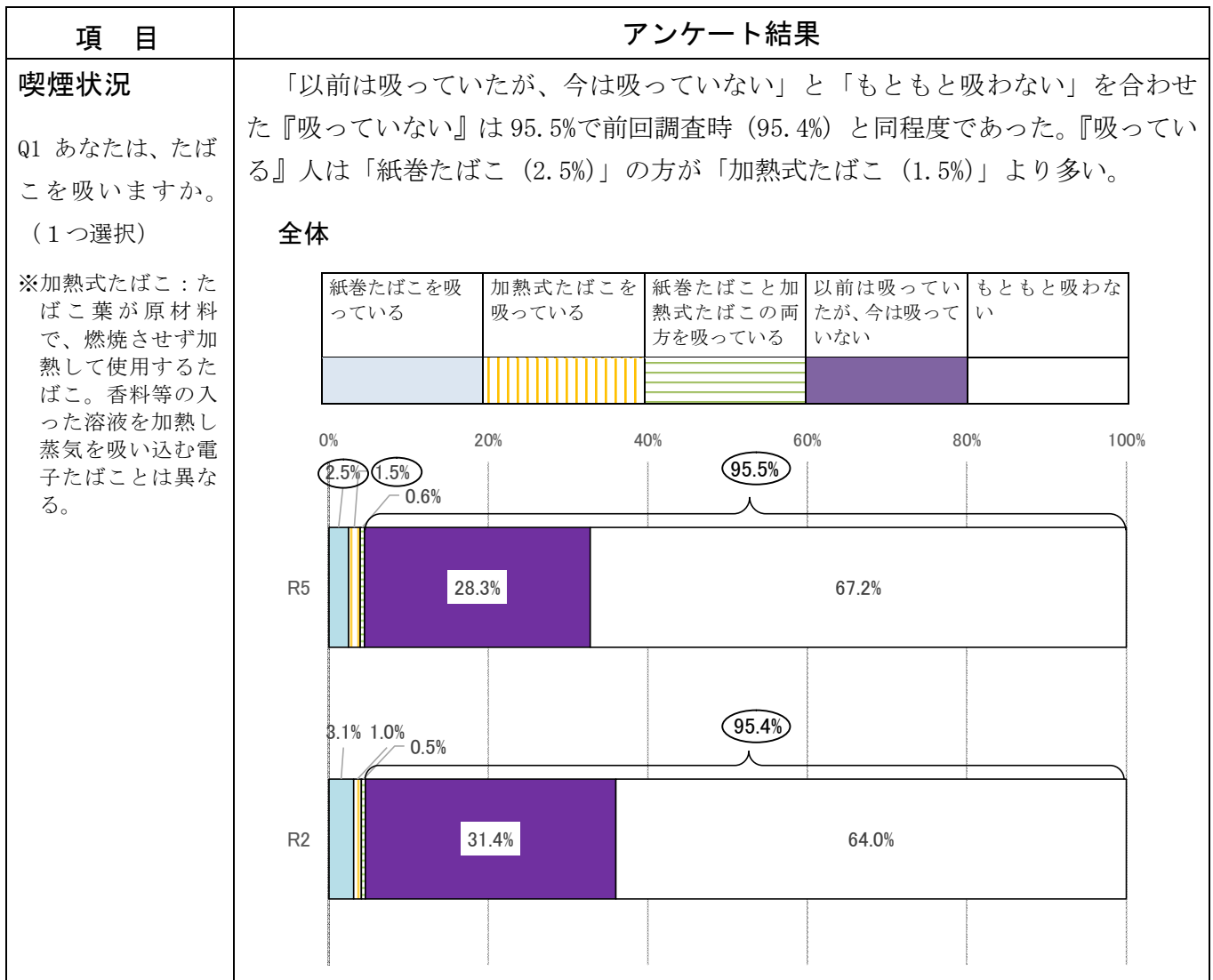
第2回県民モニターアンケート調査「受動喫煙対策について」の調査結果をとりまとめました。アンケート結果は、今後の受動喫煙対策に関する施策の検討に活用します。

1 調査概要

- (1) 調査テーマ：受動喫煙対策について
- (2) 調査対象者：県民モニター2,407人
- (3) 調査期間：令和5年7月7日（金）
～7月17日（月）[11日間]
- (4) 調査方法：県ホームページ上のアンケート
フォームに入力
- (5) 回答者数：1,779人（回答率73.9%）

		対象者	回答者	回答率
総数		2,407	1,779	73.9%
性別	男性	1,063	815	76.7%
	女性	1,339	960	71.7%
	不明	5	4	80.0%
年代別	10～20代	86	46	53.5%
	30代	237	144	60.8%
	40代	433	294	67.9%
	50代	531	398	75.0%
	60代	537	430	80.1%
	70代以上	583	467	80.1%

2 調査結果の概要



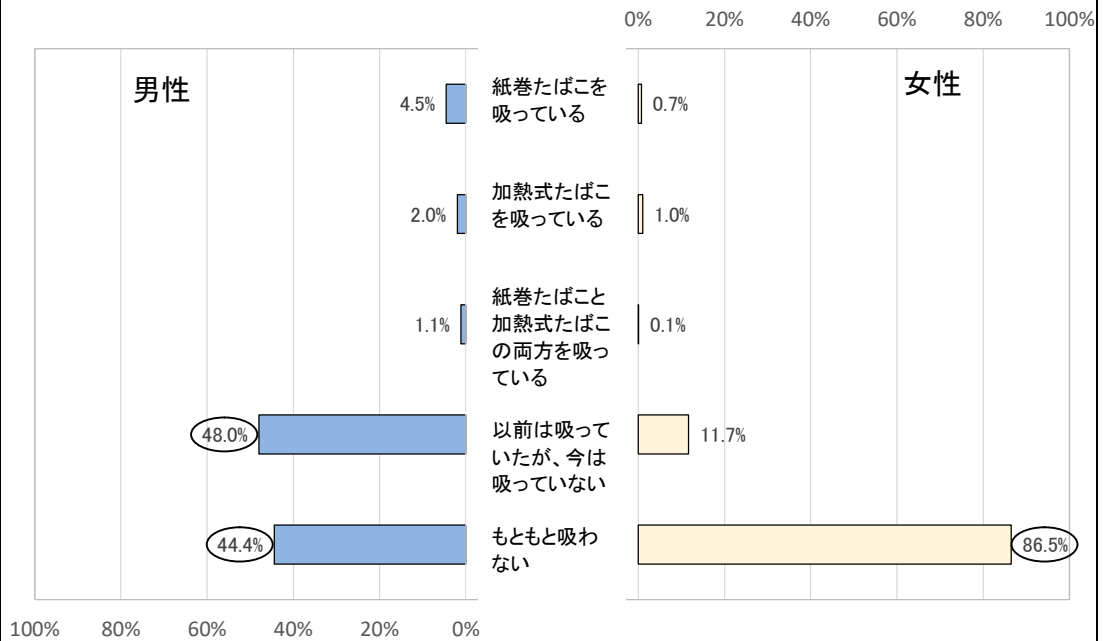
項目

アンケート結果

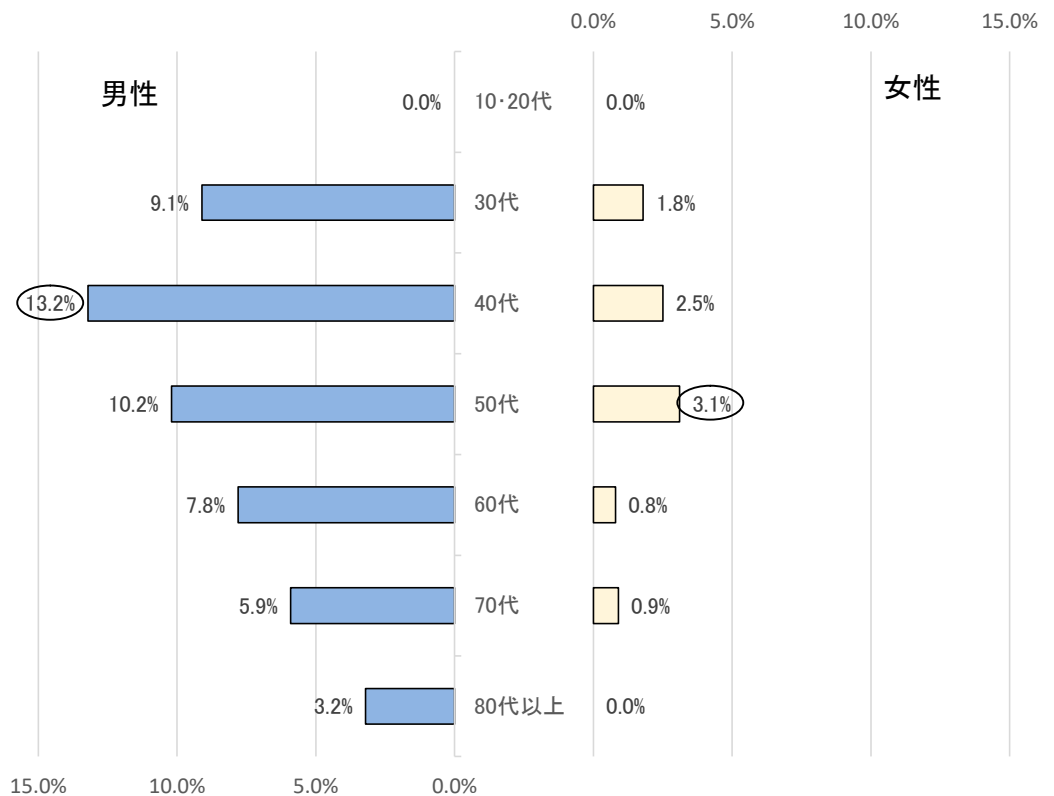
『吸っていない』は男性・女性ともに9割超であるが、「もともと吸わない」は女性（86.5%）が男性（44.4%）の2倍程度となっている。その一方で、男性の約5割（48.0%）が「以前は吸っていたが、今は吸っていない」となっている。

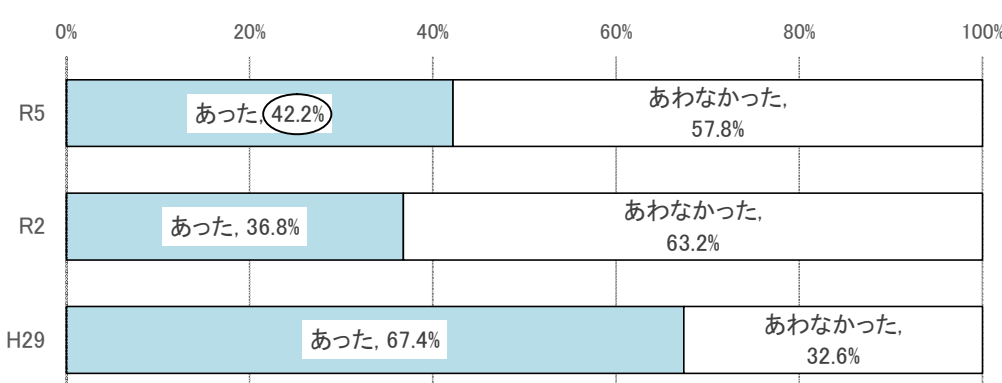
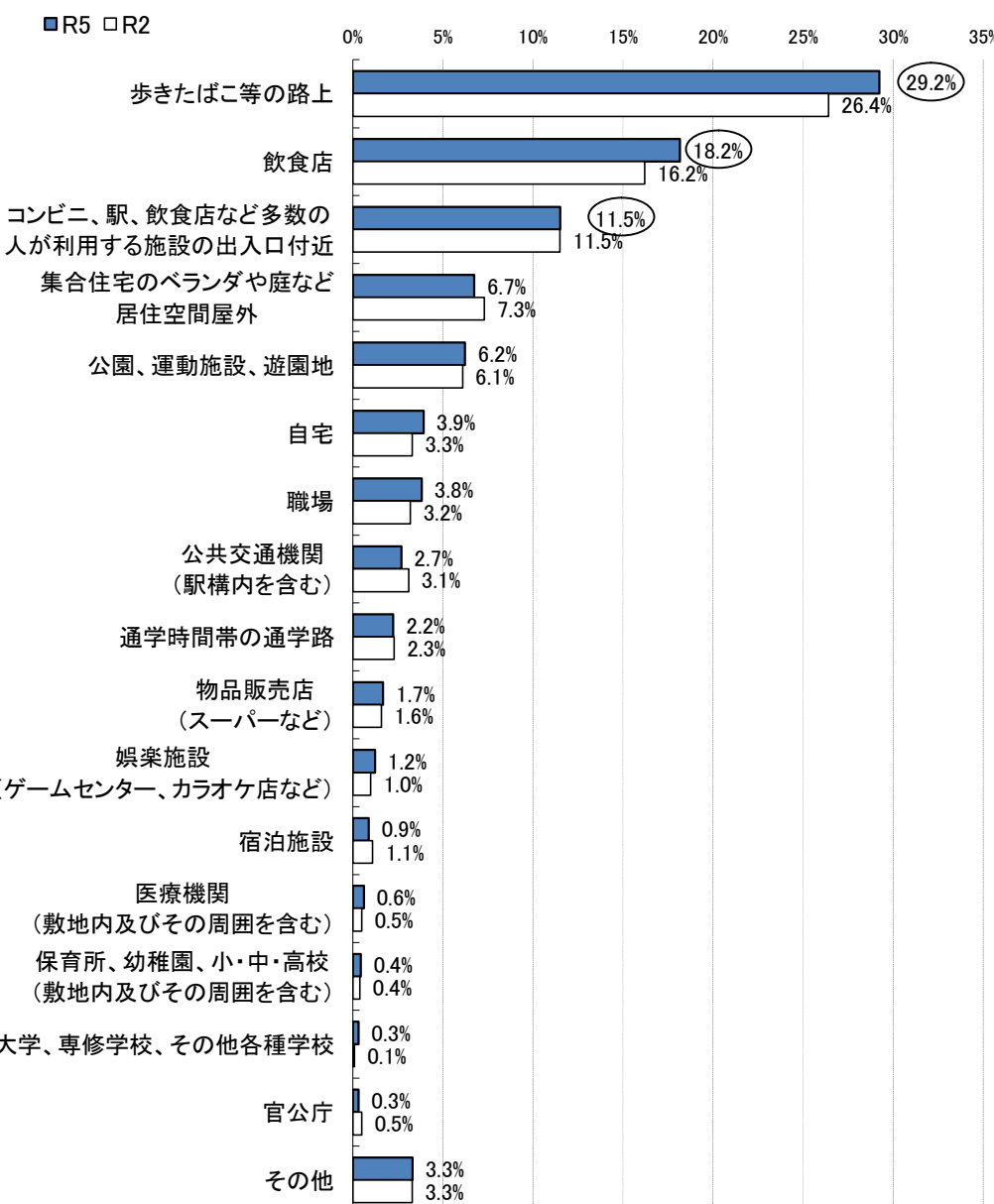
性・年代別で『吸っている』人は、男性では40代（13.2%）、女性では50代（3.1%）が最も多い。

性別



性・年代別（『吸っている』人の割合）

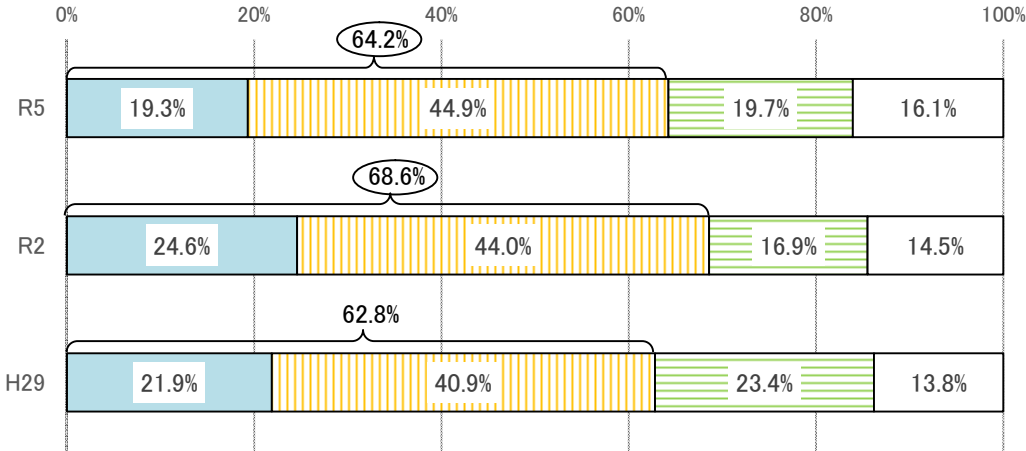
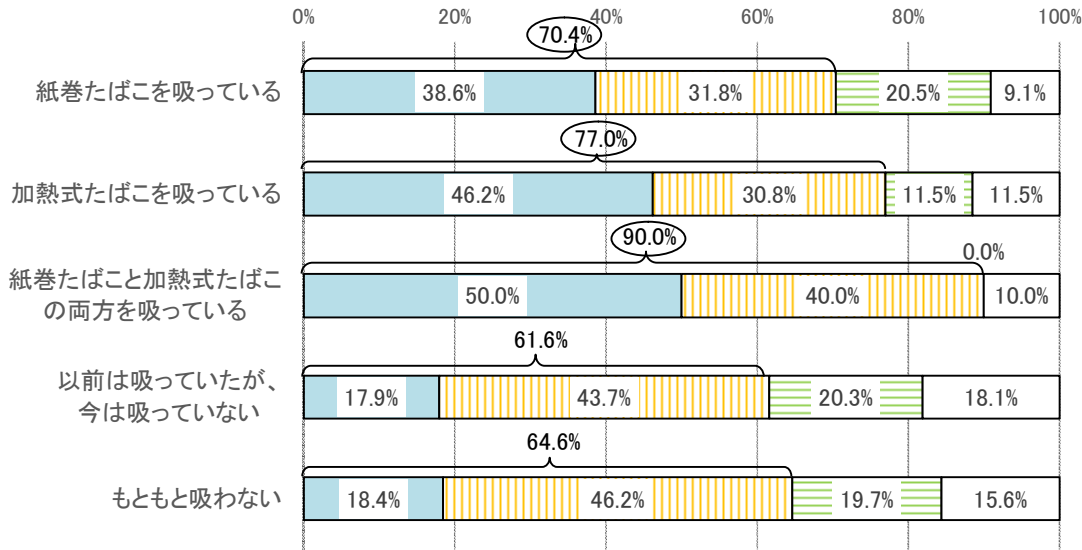


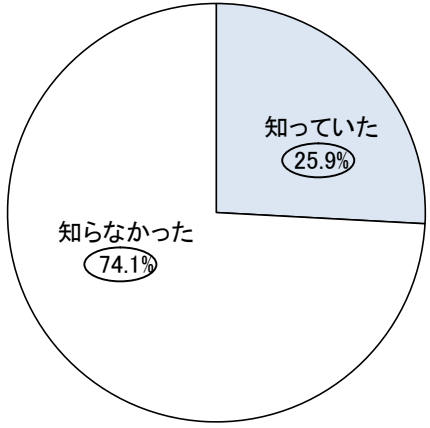
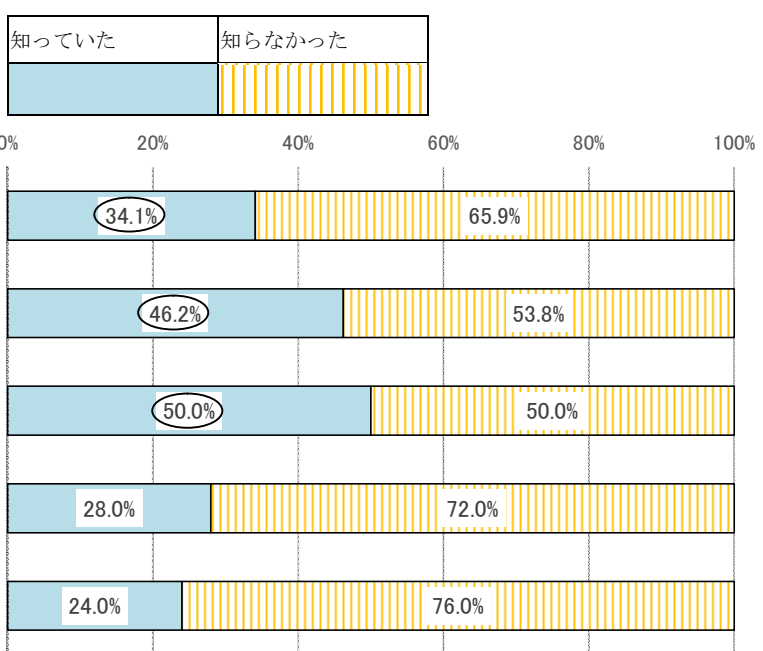
項目	アンケート結果																																																																		
<p>改正受動喫煙防止条例施行後の状況</p> <p>Q2 あなたは、この1ヶ月間に受動喫煙の被害にあいましたか。(1つ選択)</p> <p>※受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。</p> <p>Q3 どのような場所で受動喫煙にあいましたか。(いくつでも選択可)</p> <p>※[Q2]で「あった」と回答した人 751人(42.2%)に質問。</p>	<p>受動喫煙に「あった」人は前々回調査時と比較すると減少しているものの、前回調査時から5.4ポイント増加し、42.2%となっている。</p> <p>受動喫煙にあった場所は、「歩きたばこ等の路上(29.2%)」が最も多く、前回調査時より2.8ポイント増加している。次いで「飲食店(18.2%)」、「コンビニ等多数の人が利用する施設の出入口付近(11.5%)」が続いている。</p>  <table border="1"> <caption>受動喫煙の発生状況 (Q2)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>あった (%)</th> <th>あわなかった (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>42.2%</td> <td>57.8%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>36.8%</td> <td>63.2%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>67.4%</td> <td>32.6%</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>受動喫煙の発生場所 (Q3)</caption> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>R5 (%)</th> <th>R2 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩きたばこ等の路上</td> <td>29.2%</td> <td>26.4%</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>18.2%</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近</td> <td>11.5%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>集合住宅のベランダや庭など居住空間屋外</td> <td>6.7%</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>公園、運動施設、遊園地</td> <td>6.2%</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>自宅</td> <td>3.9%</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>職場</td> <td>3.8%</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関(駅構内を含む)</td> <td>2.7%</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>通学時間帯の通学路</td> <td>2.2%</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>物品販売店(スーパーなど)</td> <td>1.7%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>娯楽施設(ゲームセンター、カラオケ店など)</td> <td>1.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>0.9%</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>医療機関(敷地内及びその周囲を含む)</td> <td>0.6%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>保育所、幼稚園、小・中・高校(敷地内及びその周囲を含む)</td> <td>0.4%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>大学、専修学校、その他各種学校</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>官公庁</td> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.3%</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	あった (%)	あわなかった (%)	R5	42.2%	57.8%	R2	36.8%	63.2%	H29	67.4%	32.6%	場所	R5 (%)	R2 (%)	歩きたばこ等の路上	29.2%	26.4%	飲食店	18.2%	16.2%	コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近	11.5%	11.5%	集合住宅のベランダや庭など居住空間屋外	6.7%	7.3%	公園、運動施設、遊園地	6.2%	6.1%	自宅	3.9%	3.3%	職場	3.8%	3.2%	公共交通機関(駅構内を含む)	2.7%	3.1%	通学時間帯の通学路	2.2%	2.3%	物品販売店(スーパーなど)	1.7%	1.6%	娯楽施設(ゲームセンター、カラオケ店など)	1.2%	1.0%	宿泊施設	0.9%	1.1%	医療機関(敷地内及びその周囲を含む)	0.6%	0.5%	保育所、幼稚園、小・中・高校(敷地内及びその周囲を含む)	0.4%	0.4%	大学、専修学校、その他各種学校	0.3%	0.1%	官公庁	0.3%	0.5%	その他	3.3%	3.3%
項目	あった (%)	あわなかった (%)																																																																	
R5	42.2%	57.8%																																																																	
R2	36.8%	63.2%																																																																	
H29	67.4%	32.6%																																																																	
場所	R5 (%)	R2 (%)																																																																	
歩きたばこ等の路上	29.2%	26.4%																																																																	
飲食店	18.2%	16.2%																																																																	
コンビニ、駅、飲食店など多数の人が利用する施設の出入口付近	11.5%	11.5%																																																																	
集合住宅のベランダや庭など居住空間屋外	6.7%	7.3%																																																																	
公園、運動施設、遊園地	6.2%	6.1%																																																																	
自宅	3.9%	3.3%																																																																	
職場	3.8%	3.2%																																																																	
公共交通機関(駅構内を含む)	2.7%	3.1%																																																																	
通学時間帯の通学路	2.2%	2.3%																																																																	
物品販売店(スーパーなど)	1.7%	1.6%																																																																	
娯楽施設(ゲームセンター、カラオケ店など)	1.2%	1.0%																																																																	
宿泊施設	0.9%	1.1%																																																																	
医療機関(敷地内及びその周囲を含む)	0.6%	0.5%																																																																	
保育所、幼稚園、小・中・高校(敷地内及びその周囲を含む)	0.4%	0.4%																																																																	
大学、専修学校、その他各種学校	0.3%	0.1%																																																																	
官公庁	0.3%	0.5%																																																																	
その他	3.3%	3.3%																																																																	

項目	アンケート結果																																				
<p>喫煙による健康への影響</p> <p>Q4 喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。(いくつかでも選択可)</p> <p>※COPD：喫煙や化学物質をはじめとした有害物質を吸入することで、気管支や肺胞がダメージを受けて、呼吸障害を来した病態のこと。肺気腫や慢性気管支炎などが含まれる。</p>	<p>「生活習慣病の危険性を高める (84.8%)」が最も多く、次いで「COPD の危険性を高める (61.3%)」、「病名等はわからないが健康に良くないと思っている (52.6%)」が続いている。</p> <p>喫煙経験のない (もともと吸わない) 人は「病名等はわからないが健康に良くないと思っている」を除き、喫煙経験のある人 (紙巻たばこ・加熱式たばこのどちらか又は両方を吸っている、もしくは、以前は吸っていたが今は吸っていない人) より健康への影響を意識している人が多い。また、「特に健康に影響はない」は喫煙経験あり (3.4%) が喫煙経験なし (1.3%) の2.5倍超となっている。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全体 ■ 喫煙経験あり □ 喫煙経験なし </div> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>健康への影響</th> <th>全体 (%)</th> <th>喫煙経験あり (%)</th> <th>喫煙経験なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める</td> <td>84.8</td> <td>82.2</td> <td>86.0</td> </tr> <tr> <td>COPD※(慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める</td> <td>61.3</td> <td>54.5</td> <td>64.5</td> </tr> <tr> <td>病名等はわからないが健康に良くないと思っている</td> <td>52.6</td> <td>54.4</td> <td>51.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める</td> <td>52.3</td> <td>40.1</td> <td>58.3</td> </tr> <tr> <td>歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める</td> <td>33.2</td> <td>30.9</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>糖尿病の危険性を高める</td> <td>19.2</td> <td>12.7</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>特に健康に影響はない</td> <td>2.0</td> <td>3.4</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.3</td> <td>4.8</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table>	健康への影響	全体 (%)	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)	生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	84.8	82.2	86.0	COPD※(慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める	61.3	54.5	64.5	病名等はわからないが健康に良くないと思っている	52.6	54.4	51.8	妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	52.3	40.1	58.3	歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める	33.2	30.9	34.3	糖尿病の危険性を高める	19.2	12.7	22.4	特に健康に影響はない	2.0	3.4	1.3	その他	3.3	4.8	2.5
健康への影響	全体 (%)	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)																																		
生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	84.8	82.2	86.0																																		
COPD※(慢性閉塞性肺疾患)の危険性を高める	61.3	54.5	64.5																																		
病名等はわからないが健康に良くないと思っている	52.6	54.4	51.8																																		
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	52.3	40.1	58.3																																		
歯周病(歯槽膿漏)の危険性を高める	33.2	30.9	34.3																																		
糖尿病の危険性を高める	19.2	12.7	22.4																																		
特に健康に影響はない	2.0	3.4	1.3																																		
その他	3.3	4.8	2.5																																		

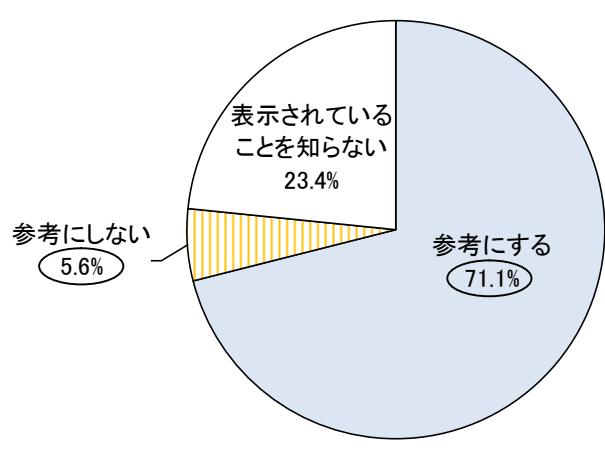
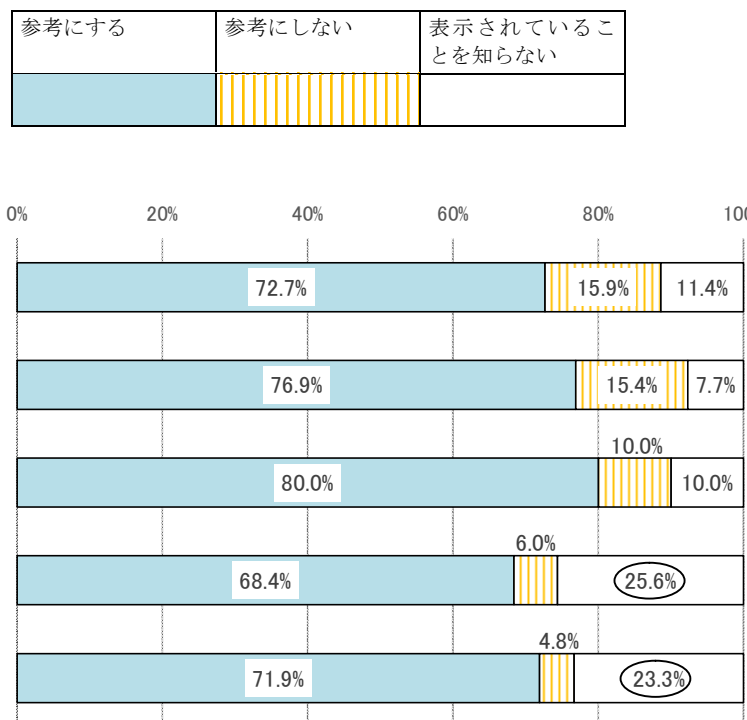
項目	アンケート結果																																
<p>受動喫煙による健康への影響</p> <p>Q5 受動喫煙により、健康にどのような影響があると思いますか。(いくつかでも選択可)</p> <p>※乳幼児突然死症候群：何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の病気のこと。窒息などの事故とは異なる。</p>	<p>喫煙による健康への影響と同様に、「生活習慣病の危険性を高める (71.6%)」が最も多い。次いで「子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める (63.3%)」、「病名等はわからないが健康に良くないと思っている (57.7%)」が続いている。</p> <p>喫煙経験のない人は「病名等はわからないが健康に良くないと思っている」を除き、喫煙経験のある人より受動喫煙による健康への影響を意識している人が多い。また、受動喫煙においても「特に健康に影響はない」は喫煙経験あり (5.0%) が喫煙経験なし (1.8%) の2.5倍超となっている。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>■全体 □喫煙経験あり □喫煙経験なし</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>健康への影響</th> <th>全体 (%)</th> <th>喫煙経験あり (%)</th> <th>喫煙経験なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める</td> <td>71.6%</td> <td>67.9%</td> <td>73.4%</td> </tr> <tr> <td>子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める</td> <td>63.3%</td> <td>58.5%</td> <td>65.6%</td> </tr> <tr> <td>病名等はわからないが健康に良くないと思っている</td> <td>57.7%</td> <td>60.5%</td> <td>56.4%</td> </tr> <tr> <td>妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める</td> <td>50.8%</td> <td>43.2%</td> <td>54.4%</td> </tr> <tr> <td>乳幼児突然死症候群※の危険性を高める</td> <td>34.5%</td> <td>29.0%</td> <td>37.1%</td> </tr> <tr> <td>特に健康に影響はない</td> <td>2.8%</td> <td>5.0%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.8%</td> <td>3.4%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	健康への影響	全体 (%)	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)	生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	71.6%	67.9%	73.4%	子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める	63.3%	58.5%	65.6%	病名等はわからないが健康に良くないと思っている	57.7%	60.5%	56.4%	妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	50.8%	43.2%	54.4%	乳幼児突然死症候群※の危険性を高める	34.5%	29.0%	37.1%	特に健康に影響はない	2.8%	5.0%	1.8%	その他	2.8%	3.4%	2.5%
健康への影響	全体 (%)	喫煙経験あり (%)	喫煙経験なし (%)																														
生活習慣病(肺がんや心臓病、脳卒中など)の危険性を高める	71.6%	67.9%	73.4%																														
子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める	63.3%	58.5%	65.6%																														
病名等はわからないが健康に良くないと思っている	57.7%	60.5%	56.4%																														
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	50.8%	43.2%	54.4%																														
乳幼児突然死症候群※の危険性を高める	34.5%	29.0%	37.1%																														
特に健康に影響はない	2.8%	5.0%	1.8%																														
その他	2.8%	3.4%	2.5%																														

項目	アンケート結果																																						
<p>加熱式たばこの健康への影響</p> <p>Q6 近年、日本で利用が増加している加熱式たばこに関して、健康影響について、どのように思いますか。(1つ選択)</p>	<p>「紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある」と「紙巻たばこより少ないが健康への影響がある」を合わせた『影響がある』は前回調査時(51.5%)より16.3ポイント増加し、67.8%となっている。</p> <p>全体</p> <table border="1" data-bbox="515 470 1460 586"> <thead> <tr> <th>紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある</th> <th>紙巻たばこより少ないが健康への影響がある</th> <th>健康への影響はない</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31.9%</td> <td>35.9%</td> <td>2.5%</td> <td>29.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p> <table border="1" data-bbox="683 1182 1476 1691"> <thead> <tr> <th>喫煙の状況</th> <th>紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある</th> <th>紙巻たばこより少ないが健康への影響がある</th> <th>健康への影響はない</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>27.3%</td> <td>34.1%</td> <td>9.1%</td> <td>29.5%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>11.5%</td> <td>65.4%</td> <td>3.8%</td> <td>19.2%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこも加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>0.0%</td> <td>40.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>29.4%</td> <td>34.4%</td> <td>3.2%</td> <td>33.0%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>33.8%</td> <td>36.0%</td> <td>1.8%</td> <td>28.5%</td> </tr> </tbody> </table>	紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	健康への影響はない	わからない	31.9%	35.9%	2.5%	29.7%	喫煙の状況	紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	健康への影響はない	わからない	紙巻たばこを吸っている	27.3%	34.1%	9.1%	29.5%	加熱式たばこを吸っている	11.5%	65.4%	3.8%	19.2%	紙巻たばこも加熱式たばこの両方を吸っている	0.0%	40.0%	30.0%	30.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	29.4%	34.4%	3.2%	33.0%	もともと吸わない	33.8%	36.0%	1.8%	28.5%
紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	健康への影響はない	わからない																																				
31.9%	35.9%	2.5%	29.7%																																				
喫煙の状況	紙巻たばこと同じくらい健康への影響がある	紙巻たばこより少ないが健康への影響がある	健康への影響はない	わからない																																			
紙巻たばこを吸っている	27.3%	34.1%	9.1%	29.5%																																			
加熱式たばこを吸っている	11.5%	65.4%	3.8%	19.2%																																			
紙巻たばこも加熱式たばこの両方を吸っている	0.0%	40.0%	30.0%	30.0%																																			
以前は吸っていたが、今は吸っていない	29.4%	34.4%	3.2%	33.0%																																			
もともと吸わない	33.8%	36.0%	1.8%	28.5%																																			

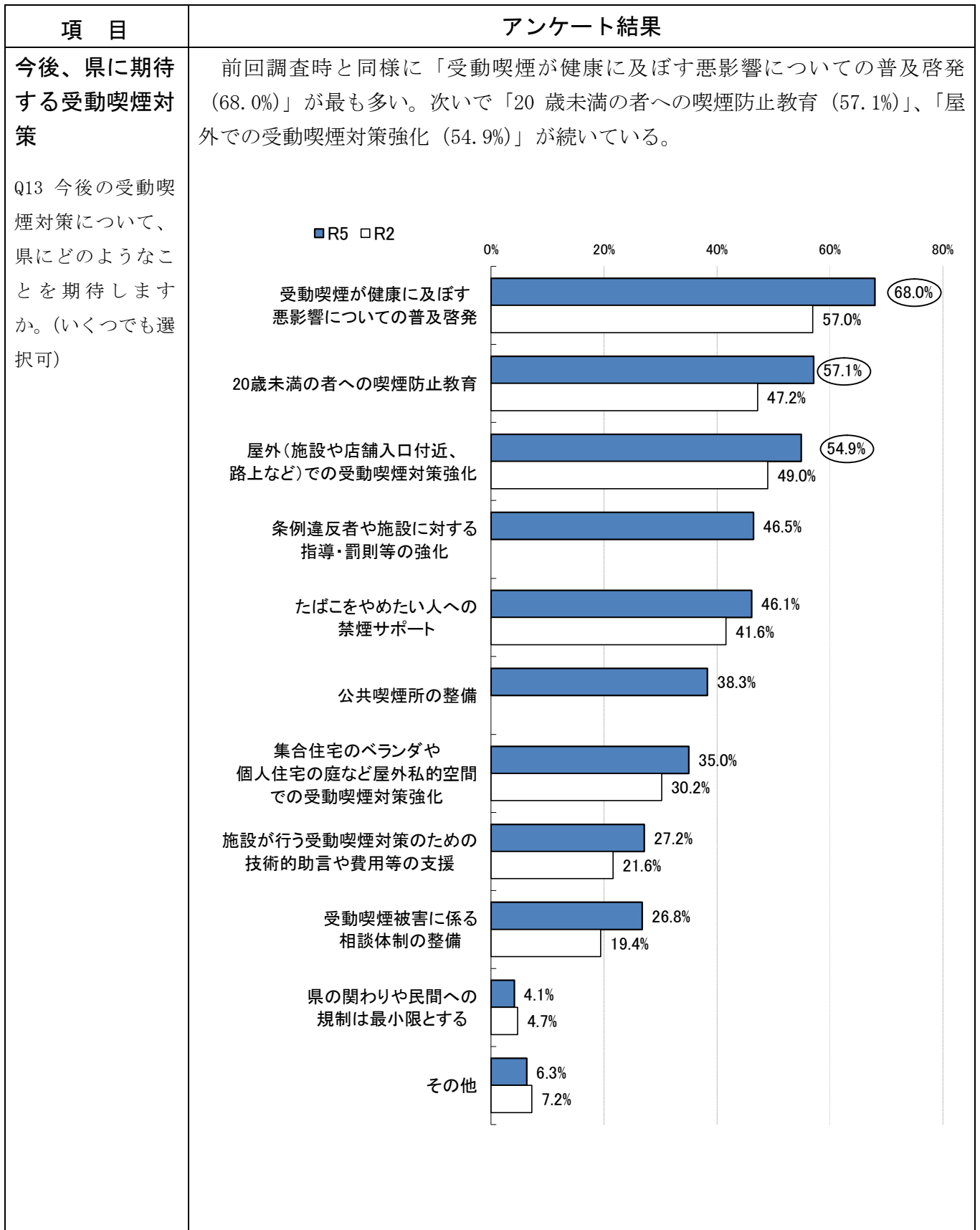
項目	アンケート結果								
<p>受動喫煙防止条例の認知度</p> <p>Q7「受動喫煙の防止等に関する条例」は、特に20歳未満の者と妊婦の者を守るための取組を強化するなど国の健康増進法よりも一歩踏み込んだものとなっています。条例とその規制内容について知っていますか。 (1つ選択)</p>	<p>『条例があることを知っている』人の割合は、前回調査時（68.6%）より4.4ポイント減少し、64.2%となっている。</p> <p>喫煙の状況別では、『条例があることを知っている』人の割合は、吸っている人（「紙巻たばこを吸っている（70.4%）」、「加熱式たばこを吸っている（77.0%）」、「紙巻たばここと加熱式たばこの両方を吸っている（90.0%）」の方が吸っていない人より高くなっている。</p> <p>全体</p> <table border="1" data-bbox="486 616 1460 757"> <thead> <tr> <th>条例があることは知っており、規制内容も知っている</th> <th>条例があることは知っているが、規制内容は知らない</th> <th>条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている</th> <th>条例があることも規制されていることも知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19.3%</td> <td>44.9%</td> <td>19.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> </tbody> </table>  <p>喫煙の状況別</p> 	条例があることは知っており、規制内容も知っている	条例があることは知っているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない	19.3%	44.9%	19.7%	16.1%
条例があることは知っており、規制内容も知っている	条例があることは知っているが、規制内容は知らない	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている	条例があることも規制されていることも知らない						
19.3%	44.9%	19.7%	16.1%						

項目	アンケート結果																								
<p>受動喫煙防止条例の規制内容の認知度</p> <p>Q8 20歳未満の者および妊婦の者と同室(同乗)する居室内(車内)での喫煙が条例で禁止されていることを知っていましたか。 (1つ選択)</p>	<p>「知っていた」は25.9%と「知らなかった」の74.1%を大きく下回った。</p> <p>喫煙の状況別では、「知っていた」人の割合は、吸っている人(「紙巻たばこを吸っている(34.1%)」、「加熱式たばこを吸っている(46.2%)」、「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている(50.0%)」の方が吸っていない人より高くなっている。</p> <p>全体</p>  <table border="1"> <caption>全体</caption> <thead> <tr> <th>認知状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っていた</td> <td>25.9%</td> </tr> <tr> <td>知らなかった</td> <td>74.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p>  <table border="1"> <caption>喫煙の状況別</caption> <thead> <tr> <th>喫煙状況</th> <th>知っていた (%)</th> <th>知らなかった (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>34.1%</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>46.2%</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>28.0%</td> <td>72.0%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>24.0%</td> <td>76.0%</td> </tr> </tbody> </table>	認知状況	割合	知っていた	25.9%	知らなかった	74.1%	喫煙状況	知っていた (%)	知らなかった (%)	紙巻たばこを吸っている	34.1%	65.9%	加熱式たばこを吸っている	46.2%	53.8%	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	50.0%	50.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	28.0%	72.0%	もともと吸わない	24.0%	76.0%
認知状況	割合																								
知っていた	25.9%																								
知らなかった	74.1%																								
喫煙状況	知っていた (%)	知らなかった (%)																							
紙巻たばこを吸っている	34.1%	65.9%																							
加熱式たばこを吸っている	46.2%	53.8%																							
紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	50.0%	50.0%																							
以前は吸っていたが、今は吸っていない	28.0%	72.0%																							
もともと吸わない	24.0%	76.0%																							

項目	アンケート結果																											
<p>加熱式たばこ規制の認知度</p> <p>Q9 加熱式たばこも、条例で規制されていることを知っていましたか。 (1つ選択)</p>	<p>「知っていた」は前回調査時 (27.3%) より 5.5 ポイント増加し、32.8%となっている。</p> <p>喫煙の状況別では、「知っていた」人の割合は、吸っている人(「紙巻たばこを吸っている (43.2%)」、「加熱式たばこを吸っている (65.4%)」、「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている (80.0%)」)の方が高くなっている。特に、「加熱式たばこを吸っている」と「紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている」人の「知っている」人の割合は、吸っていない人(「以前は吸っていたが、今は吸っていない」、「もともと吸わない」)の2倍程度高い。</p> <p>全体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>知っていた (%)</th> <th>知らなかった (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>32.8%</td> <td>67.2%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>27.3%</td> <td>72.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>喫煙の状況別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>喫煙の状況</th> <th>知っていた (%)</th> <th>知らなかった (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>43.2%</td> <td>56.8%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>65.4%</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>80.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>33.2%</td> <td>66.8%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>31.2%</td> <td>68.8%</td> </tr> </tbody> </table>	調査年度	知っていた (%)	知らなかった (%)	R5	32.8%	67.2%	H29	27.3%	72.7%	喫煙の状況	知っていた (%)	知らなかった (%)	紙巻たばこを吸っている	43.2%	56.8%	加熱式たばこを吸っている	65.4%	34.6%	紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	20.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	33.2%	66.8%	もともと吸わない	31.2%	68.8%
調査年度	知っていた (%)	知らなかった (%)																										
R5	32.8%	67.2%																										
H29	27.3%	72.7%																										
喫煙の状況	知っていた (%)	知らなかった (%)																										
紙巻たばこを吸っている	43.2%	56.8%																										
加熱式たばこを吸っている	65.4%	34.6%																										
紙巻たばこと加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	20.0%																										
以前は吸っていたが、今は吸っていない	33.2%	66.8%																										
もともと吸わない	31.2%	68.8%																										

項目	アンケート結果																														
<p>喫煙環境表示の参考度</p> <p>Q10 あなたは飲食店を選ぶ時に、入り口付近などのステッカー等による喫煙環境（禁煙、喫煙区域等）の表示を参考にしますか。（1つ選択）</p>	<p>「参考にする（71.1%）」が最も多く、7割を占めている。「参考にしない」はわずか5.6%に留まった。</p> <p>喫煙の状況別では、「表示されていることを知らない」人の割合は、吸っていない人（「以前は吸っていたが、今は吸っていない（25.6%）」、「もともと吸わない（23.3%）」の方が吸っている人より高くなっている。</p> <p>全体</p>  <table border="1" data-bbox="558 537 1165 985"> <tr> <td>参考にする</td> <td>71.1%</td> </tr> <tr> <td>表示されていることを知らない</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>参考にしない</td> <td>5.6%</td> </tr> </table> <p>喫煙の状況別</p>  <table border="1" data-bbox="686 1164 1436 1881"> <thead> <tr> <th>喫煙の状況</th> <th>参考にする</th> <th>参考にしない</th> <th>表示されていることを知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻たばこを吸っている</td> <td>72.7%</td> <td>15.9%</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>76.9%</td> <td>15.4%</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>紙巻たばこも加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>80.0%</td> <td>10.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが、今は吸っていない</td> <td>68.4%</td> <td>6.0%</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>71.9%</td> <td>4.8%</td> <td>23.3%</td> </tr> </tbody> </table>	参考にする	71.1%	表示されていることを知らない	23.4%	参考にしない	5.6%	喫煙の状況	参考にする	参考にしない	表示されていることを知らない	紙巻たばこを吸っている	72.7%	15.9%	11.4%	加熱式たばこを吸っている	76.9%	15.4%	7.7%	紙巻たばこも加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	10.0%	10.0%	以前は吸っていたが、今は吸っていない	68.4%	6.0%	25.6%	もともと吸わない	71.9%	4.8%	23.3%
参考にする	71.1%																														
表示されていることを知らない	23.4%																														
参考にしない	5.6%																														
喫煙の状況	参考にする	参考にしない	表示されていることを知らない																												
紙巻たばこを吸っている	72.7%	15.9%	11.4%																												
加熱式たばこを吸っている	76.9%	15.4%	7.7%																												
紙巻たばこも加熱式たばこの両方を吸っている	80.0%	10.0%	10.0%																												
以前は吸っていたが、今は吸っていない	68.4%	6.0%	25.6%																												
もともと吸わない	71.9%	4.8%	23.3%																												

項目	アンケート結果																																																		
<p>たばこによる健康被害や受動喫煙防止の教育の履修状況</p> <p>Q11 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。 (1つ選択)</p> <p>Q12 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。 (いくつでも選択可)</p> <p>※[Q11]で「受けたことがある」と回答した人312人(17.5%)に質問。</p>	<p>「受けたことがある」は17.5%と「受けたことはない(68.7%)」を下回っているが、年代別では年代が若い程、「受けたことがある」人の割合は高くなっており、10・20代では84.8%となっている。</p> <p>教育を受けた時期は「中学校(57.7%)」が最も多く、次いで「高等学校(50.0%)」、「小学校(32.7%)」が続いている。</p> <p>全体・年代別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>受けたことがある</th> <th>受けたことはない</th> <th>わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>17.5%</td> <td>68.7%</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>10・20代</td> <td>84.8%</td> <td>8.7%</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>45.1%</td> <td>32.6%</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>32.3%</td> <td>47.3%</td> <td>19.7%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>16.1%</td> <td>69.1%</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>6.5%</td> <td>82.6%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>4.4%</td> <td>85.9%</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>80代以上</td> <td>3.8%</td> <td>88.6%</td> <td>7.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育を受けた時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育を受けた時期</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>57.7%</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>短大・大学・専修学校等</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>覚えていない</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年代	受けたことがある	受けたことはない	わからない	全体	17.5%	68.7%	13.7%	10・20代	84.8%	8.7%	6.5%	30代	45.1%	32.6%	22.2%	40代	32.3%	47.3%	19.7%	50代	16.1%	69.1%	14.8%	60代	6.5%	82.6%	10.9%	70代	4.4%	85.9%	9.7%	80代以上	3.8%	88.6%	7.6%	教育を受けた時期	割合	小学校	32.7%	中学校	57.7%	高等学校	50.0%	短大・大学・専修学校等	18.3%	覚えていない	14.1%	その他	1.9%
年代	受けたことがある	受けたことはない	わからない																																																
全体	17.5%	68.7%	13.7%																																																
10・20代	84.8%	8.7%	6.5%																																																
30代	45.1%	32.6%	22.2%																																																
40代	32.3%	47.3%	19.7%																																																
50代	16.1%	69.1%	14.8%																																																
60代	6.5%	82.6%	10.9%																																																
70代	4.4%	85.9%	9.7%																																																
80代以上	3.8%	88.6%	7.6%																																																
教育を受けた時期	割合																																																		
小学校	32.7%																																																		
中学校	57.7%																																																		
高等学校	50.0%																																																		
短大・大学・専修学校等	18.3%																																																		
覚えていない	14.1%																																																		
その他	1.9%																																																		



※ 報告書中の数字は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。

【 問い合わせ先 】 総務部広報広聴課 (TEL078-362-3022)

令和5年度兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査（施設調査）

実施要領

1 調査目的

「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）の認知度や対応状況を確認するとともに、今後の受動喫煙防止対策の方向性を検討するため、条例対象施設等への実態調査を実施する。

2 調査内容

(1) 調査対象 産業大分類E－製造業、I－卸売業、小売業、J－金融業、保険業、M－宿泊業、飲食サービス業、N－生活関連サービス業、娯楽業、O－教育、学習支援業、P－医療、福祉、S－公務

【標本抽出の考え方】

無作為抽出によるサンプル調査とするが、母集団数・回答率を考慮し必要な施設は全数調査を実施する。

(2) 調査方法 電子メール・郵送で調査票を配布し、電子メール・WEB・FAX・郵送で回収

(3) 調査項目 ①条例の認知度
②受動喫煙防止対策の実施状況
③敷地内・建物内禁煙を実施する場合の課題（対応済みの場合は実施理由）
④施設入り口の表示、灰皿設置の状況
⑤受動喫煙対策について
⑥その他

（本調査票には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照。）

3 調査時期（予定）

調査票の発送	令和5年9月上旬
調査票の回収	令和5年10月下旬
調査結果の集計・分析	令和5年11月～